

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年6月27日
【会社名】	株式会社ヴィス
【英訳名】	VIS co. Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 中村 勇人
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号
【電話番号】	06 - 6457 - 6788 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 矢原 裕一郎
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号
【電話番号】	06 - 6457 - 6788 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 矢原 裕一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

1【提出理由】

当社は、2022年6月27日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金17円00銭 総額139,468,850円

ロ 効力発生日

2022年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

イ 監査等委員会設置会社への移行のため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等の所要の変更を行う。

ロ 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、電子提供措置等に関する規定の新設等の所要の変更を行う。

ハ 当社及び当社子会社の業容の拡大及び今後の事業展開の多様化に備えるため、事業目的の追加等の所要の変更を行う。

ニ 上記の各変更に伴う条数の整備等の所要の変更を行う。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として中村勇人、金谷智浩、大滝仁実及び矢原裕一郎を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として浜本亜実、戸出健次郎、宇都宮則夫及び西村勇作を選任する。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額300百万円以内とする。なお、当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額100百万円以内とする。

第7号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、太陽有限責任監査法人を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	無効 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	69,620	82	-	-	(注)1	可決 84.88
第2号議案 定款一部変更の件	69,628	74	-	-	(注)2	可決 84.89
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件						
中村 勇人	69,617	85	-	-	(注)3	可決 84.87
金谷 智浩	69,609	93	-	-		可決 84.86
大滝 仁実	69,603	99	-	-		可決 84.86
矢原 裕一郎	69,580	122	-	-		可決 84.83
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件						
浜本 亜実	69,588	114	-	-	(注)3	可決 84.84
戸出 健次郎	69,588	114	-	-		可決 84.84
宇都宮 則夫	69,581	121	-	-		可決 84.83
西村 勇作	69,587	115	-	-		可決 84.84
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件	69,572	130	-	-	(注)1	可決 84.82
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	69,574	128	-	-	(注)1	可決 84.82
第7号議案 会計監査人選任の件	69,599	103	-	-	(注)1	可決 84.85

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。